

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西海市長 杉澤 泰彦

市町村名 (市町村コード)	西海市 (42212)
地域名 (地域内農業集落名)	西海東小地区 (石田、江里、木場、日守、太田原、川内、丹納、高地、畑下、水浦、小郡、天久保、黒口)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月28日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

基盤整備を実施した丸田地区では馬鈴薯などの栽培を安定的に行っている。
現在、地域内の天久保地区においても基盤整備を計画しており、新規作物である「アボカド」の苗の生産拠点にもなっている。地域内では馬鈴薯やスイカ、果樹、水稻など様々な作目が混在して栽培されており、市内でも有数の農業集落地帯でもある。
しかしながら、地域内の狭小地や傾斜地などの条件不利地は農地の荒廃化が課題となっており、約48%が荒廃農地となっていることから、担い手の確保が喫緊の課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備を行った丸田地区の担い手への集約化と、基盤整備を計画している天久保地区の事業化に向けた取り組みを推進していく。その他地区においても基盤整備候補地がないか、高収益作物への転換希望がないかなど、関係機関と情報共有しながら確認をすすめ、魅力ある農業集落地帯となるよう取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域の農地及びその周辺の担い手が耕作を継続する意思がある農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集約できそうな農地については、年次的に農地中間管理機構に貸し付け、将来の経営農地の集約化を目指す。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、基盤整備を実施する天久保地区において将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、天久保地区において農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し、栽培技術の指導や経営相談を通して新規就農者だけでなく、地域内外から多様な経営体の育成が可能となる取り組みを推進する。また、JAの担い手支援センターなどの研修事業を活用し、地域で可能な場合においては、受講生の受け入れ等の支援や体制づくりに努め、新規就農者等の育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA等関係機関と協議しながら、農作業繁忙期に労働力不足に陥らないためにも、農作業委託や人材育成など、持続可能な農業を実現するために随時、地域の担い手と情報共有しながら必要な対策について話し合う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。

⑩高温害等の被害防止のため、畑地かんがい施設(西海町土地改良区)を有効に活用する。